



物 品 供 給 契 約 書

発注者 寒川町長 木村俊雄と受注者 有限会社 新生工具店 代表取締役 林 芳彦
とは物品供給について次の条項に基づいて契約を締結する。

第1条 品名、規格、及び数量

- (1) 品 名 立水栓用 後付けタイプ ほか
(2) 規 格 仕様書のとおり
(3) 数 量 仕様書のとおり

第2条 契約金額 ¥1,624,920-

(内消費税額及び地方消費税額 ¥147,720-)

※ただし、支払時に生じる円未満は、切り捨てるものとする。

第3条 契約保証金 寒川町契約規則第36条3号により免除

第4条 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限 令和4年2月28日
(2) 納入場所 寒川町役場財産管理課

第5条 期間の延長等

受注者は、契約期間内に納品することができない場合は、発注者に対し期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 発注者は、契約期間内に納品されない場合は、契約金支払いの際、契約金額から既成部分又は既納部分で使用した部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じた額の違約金を控除して支払うものとする。ただし、違約金の額が100円未満のとき、又は遅延の理由が天災その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

第6条 検収及び完了

受注者は、前条の定めにより物品を納入した場合は、見積書・仕様書・内訳書いづれかに基づき、担当職員の検収を受け合格したとき、これを完了する。

第7条 契約不適合責任

発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいづれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定による契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるとき